

議案第 6 1 号

岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例

(岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成7年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「民家」という。)」を削る。

第4条の見出しを「(利用の許可及び行為の禁止)」に改め、同条第1項中「市長」を「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「前項各号」を「前項」に、「利用の目的」を「目的」に、「及び内容」を「、内容」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同項第1号中「施設」を「施設等」に、「汚損」を「滅失」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「施設その他の物件」を「史跡公園の施設等」に改める。

(岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和63年岩倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条中「市長」を「教育委員会」に、「秩序又は」を「秩序若しくは」に改める。

第6条から第8条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第9条中「き損」を「損傷」に改める。

(岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例（平成13年岩倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条から第7条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「市長」を「教育委員会」に、「前2条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。